

入院のしおり

Information for Inpatient



医療法人社団 坂梨会
阿蘇温泉病院

阿蘇温泉病院

基本理念

よりよき人間性を

よりよき環境を

よりよき医療・介護を

基本方針

- ❀ 患者様と利用者様の人格と尊厳を重んじます。
- ❀ 常に敬語と笑顔で応対します。
- ❀ 自己研鑽につとめ人間性を高めます。
- ❀ お互いに信頼される人間関係を構築します。
- ❀ 医療・介護のプロとして誇りと自覚を忘れません。
- ❀ 快適な医療・介護環境の提供を目指します。
- ❀ 常に整理整頓を心がけ清潔を保ちます。
- ❀ 施設周辺の美化に取り組みます。
- ❀ 多職種チームで協働・支援し、分かりやすい説明を行い、
質の高い医療・介護を目指します。
- ❀ 地域の医療機関や介護事業所等と連携し最適な医療・介護を
提供します。

入院中の生活について

「入院のしおり」は皆様が安心して快適な療養ができますよう、入院中の生活に必要なことが書かれています。ぜひ目を通していただきますようお願いします。

✿ 食事について

入院期間中の食事は患者様の病態に応じ、医師の指示に基づき病院が用意した病院の食事を召し上がっていただきます。

◇食事時間(配膳開始)

朝食は8:00～

昼食は12:00～

夕食は18:00～



✿ 消灯時間について

消灯時間は午後9時となっております。

患者様への電話なども緊急の場合を除き、午後9時以降はお控えください。

✿ 面会時間について

◎面会可能日：月～日曜日（祝日も可）14時～16時

◎面会時間：制限なし

- 入院患者様の病状や治療の為、面会をお断りする場合がございます
- 状況により面会方法や時間に変更になる場合がございます
- 発熱・せきなど体調不良の方の面会はお遠慮下さい
- インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症の状況によっては、パーティション越しでの対面面会・WEB(ZOOM・facetime)での面会がありますので、詳細についてはスタッフステーションにてお尋ね下さい。

原則として、患者様の入院の有無・症状等について電話での問い合わせにはお答えできません。
あらかじめ家族や関係者の方にお知らせいただきますようご協力をお願いいたします

入院生活における注意事項

病院では、たくさんの患者様が共同生活を送っておられます。
次の注意事項を守りましょう。

現金、貴重品について

- ◇病院には多数の方が出入りされますので、紛失や盗難防止のため現金や貴重品はお持ちにならないようお願いいたします。
万が一盗難や紛失された場合の責任は負いかねます。
- ◇貴重品保管につきましては2階患者様食堂に貴重品ロッカーを設置しておりますのでご利用下さい。

病院および病院の敷地内では喫煙・飲酒は禁止です

- ◇当院では健康増進法に基づき、患者様ご自身の健康と周囲の方への受動喫煙の防止並びに火災予防と院内環境整備の一環として**病院の建物内及び敷地内は禁煙**です。
- ◇**院内での飲酒は禁止**しております。守られない場合は退院していただく場合があります。

火災予防について

- ◇当院では、スプリンクラー設備などを設置しており防災にも十分に配慮しています。
- ◇非常口は緑色の表示灯で表示しています。各自あらかじめご確認ください。
- ◇緊急事態発生時は院内の放送及び職員の誘導・指示に従ってください。

電話について

- ◇院内ではマナーモードに切り替えて、着信音がならないようにして下さい。
- ◇必ず指定通話エリアをご利用頂き、大声での通話をご遠慮下さい。
- ◇使用禁止エリア(人工呼吸器などの医療機器付近)では電話をお切り下さい。
- ◇必ず指定通話エリアをご利用頂き、大声での通話をご遠慮下さい。
- ◇患者様のプライバシー保護の為、院内での写真撮影や録音はご遠慮下さい。
- ◇公衆電話は各病棟に設置しています。(テレホンカードの利用ができません)

**※院内での携帯電話・スマートフォンの使用について、
マナーを守ってご使用下さい。**

**※指定通話エリアや通話禁止エリア、その他電話利用に関してご不明な点は、
病棟スタッフへお気軽にお声掛け下さい。**

個人情報取り扱い

- ◇入院中に知り得た個人情報の取り扱いは院内の規程に従い適正に行います。
病室入口の名前表示や面会・電話の取次ぎ等について希望されない場合は
看護師にお伝え下さい。

持ち込み禁止について

- ◇個人のテレビやスピーカーの持ち込みは禁止です。
希望があれば病院のテレビを貸し出し、イヤホンでの利用となります。

外出・外泊を希望される場合

主治医の許可が必要になります。外出・外泊許可願いを記入し、提出して下さい。
外出・外泊時に他医療機関を受診することは原則として出来ません。
患者様又はご家族の方が代理で他医療機関に受診することのないように
お願いします。ただし、主治医の判断により他医療機関に受診が必要となった
場合はこの限りではありません。その場合、事務手続きの情報提供として「診療
費に関するお願い」の用紙が必要となります。かかりつけの病院から処方されて
いるお薬がなくなってしまう等は必ず主治医にご相談ください。

各病棟への電話

入院患者様へのお電話は下記の代表電話にお願い致します。

阿蘇温泉病院 ☎0967-32-0881（代表）

※お電話の際、入院患者様名と入院病棟をお伝えください。

【2階西病棟】0967-32-1947

【2階東病棟】0967-32-3739

【3階西病棟】0967-32-3345

【3階東病棟】0967-32-3343

【4階東病棟】0967-32-5102

※各病棟の公衆電話に繋がります。

※入院時の手続きやお持ちいただくもの、入院費のお支払いについては
別紙「入院にあたって」をご参照下さい。

料金一覧表(実費部分)

以下の実費については、診療報酬とは別に患者様が直接負担していただきます。

✿ 洗濯代・おむつ代等

洗濯機・乾燥機の利用をご希望の方は病棟スタッフにお申し付けください。

洗濯代(業者委託)	1kg	440円(水洗い可能なもの) ※仕上がり時の重さです。
洗濯機使用	1回	200円
乾燥機使用	1回	100円(30分)
紙おむつ	※別紙「CS紙おむつセットのご案内」をご参照ください。	

※おむつ代が外部委託になります。

※消費税含む

✿ 理美容代について

ご希望に応じて日時調整し、病棟に伺っての対応となりますので、病棟スタッフにお申し付け下さい。

シャンプー 600円	カット 1500円	丸刈り 1050円
パーマ 3300円	ヘアダイ(カット・染毛剤込み) 4400円	
(組み合わせはそれぞれの合計金額)		

※消費税含む

高額療養費等の費用について

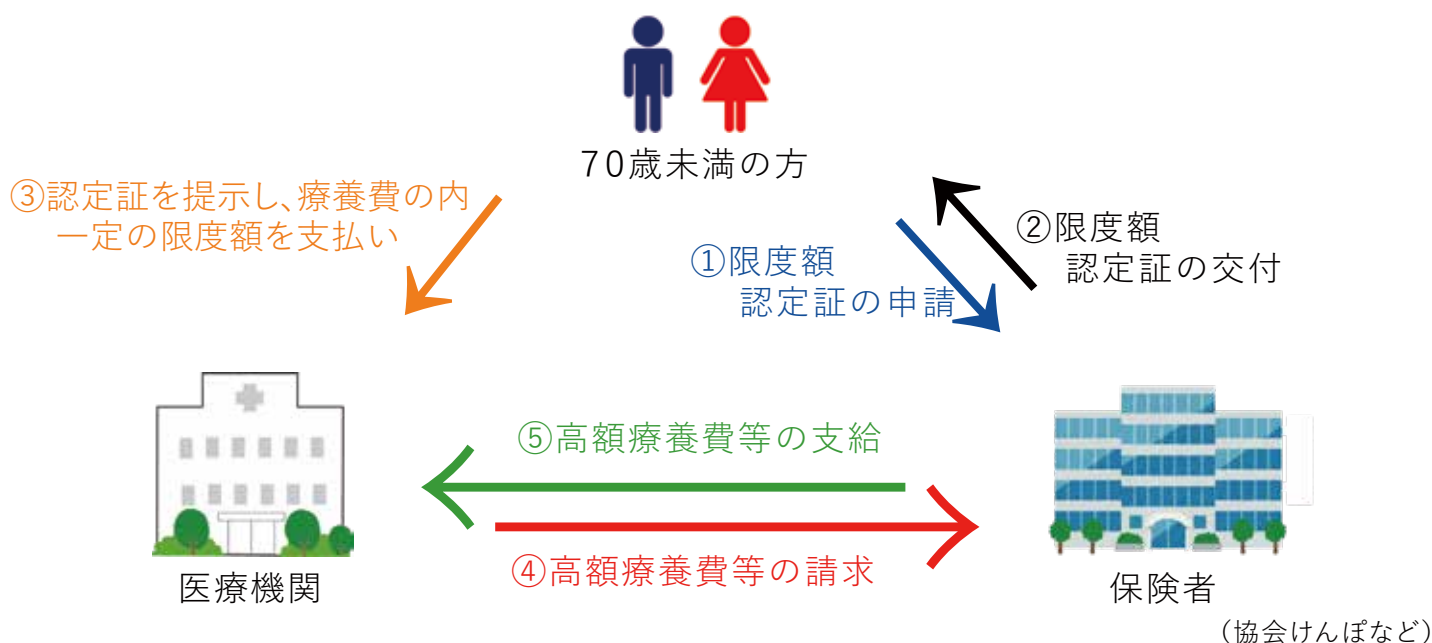
1. 高額療養費制度とは

1ヶ月の保険診療費が一定金額(所得に応じて異なる)を超えますと、高額療養費の制度が受けられます。70歳未満の方は加入されている健康保険の窓口で**あらかじめ『限度額適用認定証』の手続き(下図A)**をされ、病院の窓口にご提示いただきますと一定金額(次ページの2を参照)を超えた分については自己負担額が控除されます。(70歳以上の方は、すでに自己負担限度額でのお支払い制度が適用されていますので、手続きの必要はありません。)また一旦全額をお支払いされた場合は払い戻し制度を受けることも出来ます(次項上図B)。その場合は、加入されている健康保険の窓口にて手続きを行うと一定金額を超えた分が払い戻されます。

【高額療養費支給の流れを図示】

※70歳未満の方が入院した時の高額療養費の支給の方法があります。

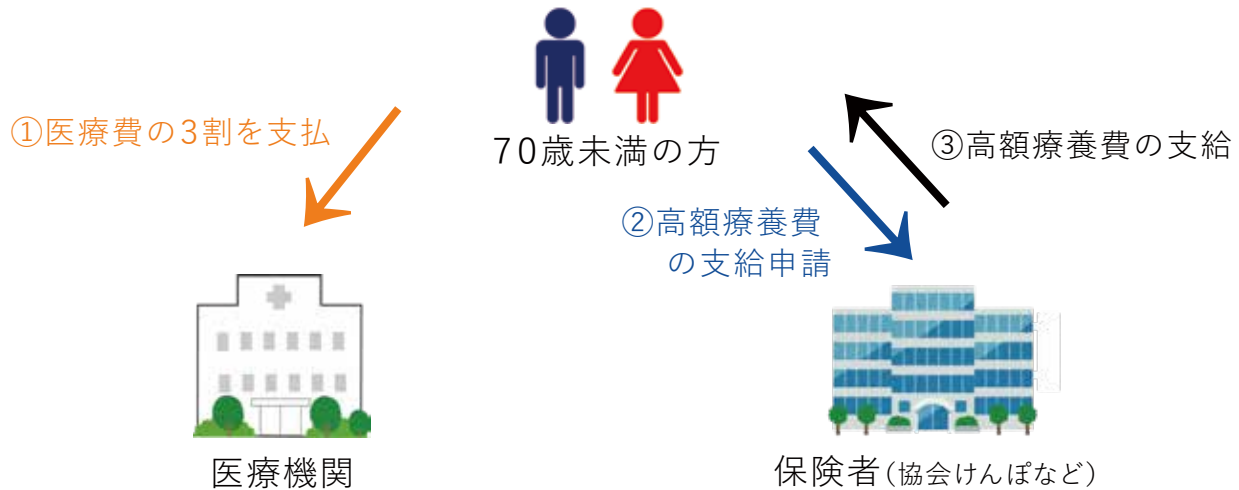
A. 限度額適用認定証を使用(保険窓口で事前の申請が必要)



上図①の手続きには以下のものが必要になります。

- ・限度額適用・標準負担額減額申請書
- ・印鑑(認印で結構です)
- ・保険証
- ・市区町村が発行する非課税世帯を証明するもの(低所得者の場合)

B. 一旦支払った療養費の払戻しを受ける場合（事前の申請は不要）



上図②の手続きには以下のものが必要になります。

①領収証 ②印鑑 ③保険証 ④預金通帳

2. 高額療養費（入院・外来）の自己負担限度額について

【70歳未満】

表1：70歳未満の方、1ヶ月当たりの自己負担限度額

所得区分		ひと月あたりの自己負担限度額 (3回目まで)	3月以上ご負担いただいた方 (4回目から)※2
ア	年収約1,160万円～の方 健保：標準報酬月額83万円以上の方 国保：年間所得(※1)901万円超の方	252,600円 + (医療費－842,000円)×1%	140,100円
イ	年収約770～約1,160万円の方 健保：標準報酬月額53万円以上83万円未満の方 国保：年間所得600万円超901万円以下の方	167,400円 + (医療費－558,000円)×1%	93,000円
ウ	年収約370～約770万円の方 健保：標準報酬月額28万円以上53万円未満の方 国保：年間所得210万円超600万円以下の方	80,100円 + (医療費－267,000円)×1%	44,400円
エ	～年収約370万円の方 健保：標準報酬月額28万円未満の方 国保：年間所得210万円以下の方	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税の方	35,400円	24,600円

※1 ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除（33万円）を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）のことを指します。（いわゆる「旧ただし書所得」）

※2 高額療養費を申請される月以前の直近12ヶ月の間に高額療養費の支給を受けた月が3ヶ月以上ある場合は、4ヶ月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。

■世帯の所得区分に関しては、市区町村役場にご確認下さい。

【70歳以上】

表2：70歳以上の方、1ヶ月当たりの自己負担限度額

世帯の所得区分		外来のみ (個人ごと)	自己負担限度額 (1ヶ月あたり)	食事代(1食)
現役並み	年収約 1160 万円～ 標報 83 万円以上 課税所得 690 万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1% 〈140,100円※1〉		490 円
	年収約 770 万円～約 1160 万円 標報 53～79 万円以上 課税所得 380 万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1% 〈93,000円※1〉		490 円
	年収約 370 万円～約 770 万円 標報 28～50 万円以上 課税所得 145 万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1% 〈44,400円※1〉		490 円
一般	年収 156 万円～約 370 万円 標報 26 万円以下 課税所得 145 万円未満	18,000円 年間上限144,000円	57,600円 〈44,400円※1〉	490 円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	230 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)	8,000円	15,000円	110 円

※1 過去12ヶ月以内に3回以上の高額療養費該当月がある場合の4回目以降の自己負担限度額

※2 低Ⅰは年金収入80万円以下等が該当

〔事務手続きの注意事項〕

- ・低所得者に該当する方のみ事前に『限度額適用・標準負担減額認定証』の申請が必要です、必ず当月中に申請を行い、手続き後すぐに医療機関の窓口にご提示ください。
- ・申請する窓口は加入されている保険の種類によって、以下のとおりになります。
 - 国民健康保険・・・市役所・町村役場
 - 全国健康保険協会健康保険・・・全国健康保険協会の各支部
 - 組合保険・共済保険・・・各保険者の窓口
- ・70歳以上の現役並み所得者(負担割合:3割)と一般(負担割合:1割)の方は、表2に記載されたとおりですので、事前に申請する必要はありません。

〔低所得者について〕

- ①住民税非課税世帯 低Ⅱ(限度額適用・標準負担減額認定証 区分Ⅱ、適用区分オ)
住民票上の世帯全員が住民税非課税の方。
- ②住民税非課税世帯 低Ⅰ(限度額適用・標準負担減額認定証 区分Ⅰ、適用区分オ)
住民票上の世帯全員が住民税非課税の方で、かつ次のどちらかの要件を満たす方。
 - 〔1〕全員の所得が0円の世帯の方(年金収入80万円以下)
 - 〔2〕老齢福祉年金受給中の方



70歳以上の方が医療療養病床に入院される場合の費用負担早見表

表3：入院医療の必要性が高い方

(人工呼吸器、静脈栄養などが必要な方や難病の方など)の費用負担額

世帯の所得区分		一部負担金(1ヶ月あたり)	食事代(1食)
現役並み	年収約 1160 万円～ 標報 83 万円以上 課税所得 690 万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1% 〈140,100円※1〉	490 円
	年収約 770 万円～約 1160 万円 標報 53 ～ 79 万円以上 課税所得 380 万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1% 〈93,000円※1〉	490 円
	年収約 370 万円～約 770 万円 標報 28 ～ 50 万円以上 課税所得 145 万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1% 〈44,400円※1〉	490 円
一般	年収 156 万円～約 370 万円 標報 26 万円以下 課税所得 145 万円未満	57,600円 〈44,400円※1〉	490 円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円	230 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)	15,000円	110 円

※1 過去12ヶ月以内に3回以上の高額療養費該当月がある場合の4回目以降の自己負担限度額

表4：表3に該当されない方の食費・居住費の費用負担額(※一部負担金は表3と同じ)

区 分	食費(1食あたり)	居住費(1日あたり)
現役並み所得者	490円	370円
住民税課税世帯 一般	490円	370円
住民税非課税世帯 区分Ⅱ (※長期該当)	230円(※180円)	370円
住民税非課税世帯 区分Ⅰ (※老齢福祉年金受給者)	140円(※110円)	370円(※0円)

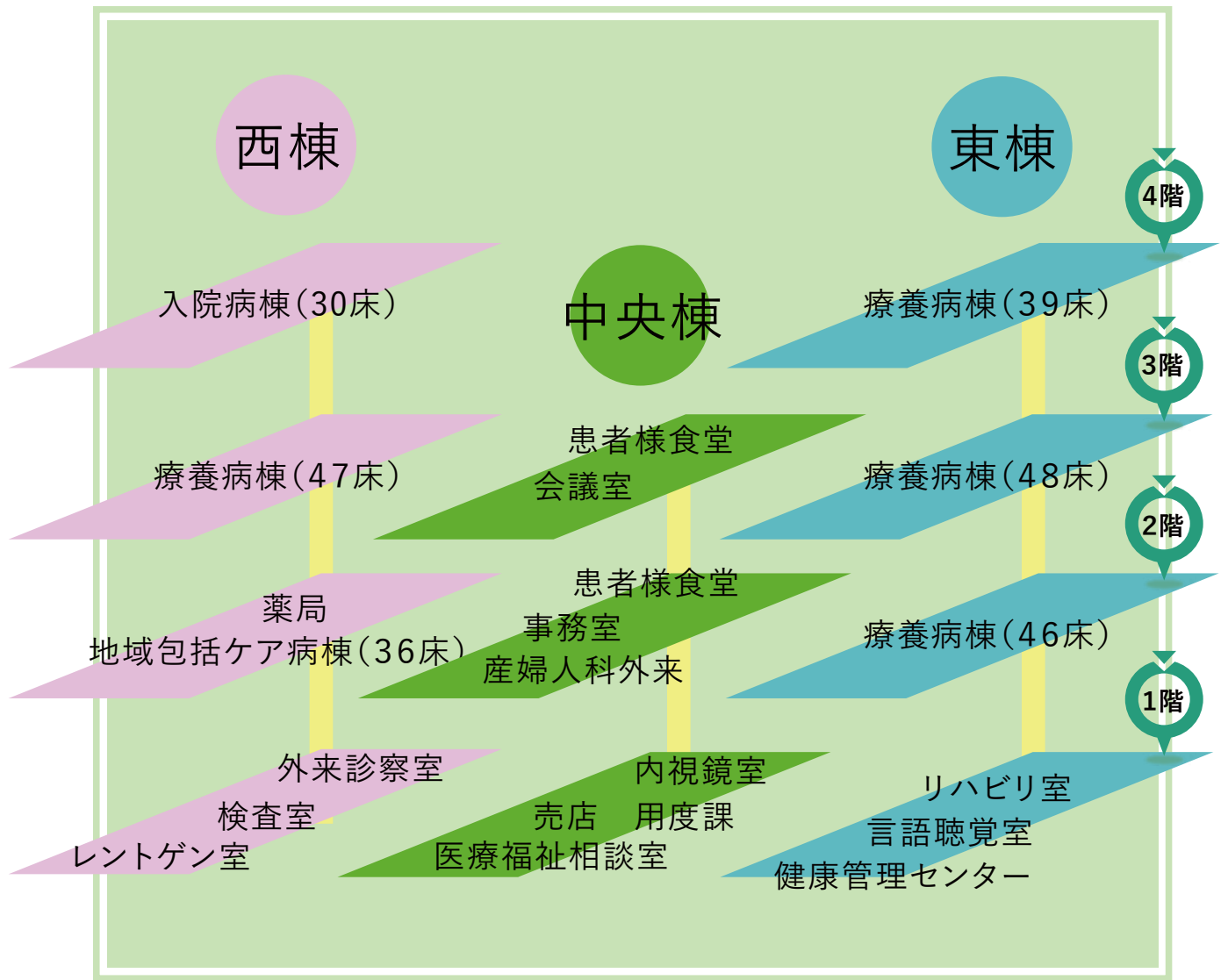
※長期該当とは・・・

限度額適用・標準負担減額認定証の中で低Ⅱ対象となる方が減額認定の資格を取得してから通算して90日以上入院された場合(過去1年以内の入院で介護病棟を除く)、長期該当となります。その場合改めて申請が必要になります。保険証・印鑑のほかに、お持ちの限度額適用・標準負担減額認定証と入院期間の確認できる領収書等もあわせて市町村役場で申請してください。

※入院の場合、認定証を医療機関に提示しなかった場合、医療機関では一部負担金57,600円の限度額で支払うことになります。差額分について高額療養費支給申請済みの場合は3～4ヶ月後頃に還付されます。食事代について医療機関に提示忘れをした場合は、1食あたり490円のご負担となり、差額分の還付はできませんのでご注意ください。

※外来の場合も認定証の提示は必要です。外来の医療費についても、高額療養費支給申請済みの場合は3～4ヶ月後頃に上限を超えてお支払いいただいた分は還付されます。

館内案内



メモ



当院には 医療福祉の 相談窓口 があります

医療費、通院、入院、退院後の心配事、
介護保険や緩和ケア など・・・
病院の相談員がご相談をお受けします。

ご相談は・・・

医療福祉相談室

TEL:0967-32-0881

(月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00)

または、お近くのスタッフにお声かけください



どこに相談したらいいか
分からない事でも
大丈夫ですよ😊

阿蘇温泉病院 医療福祉相談室

「患者さんの権利」に関する宣言

1. 人格や尊厳を重んじられる権利
2. 良質な医療を等しく受ける権利
3. 診療に関する十分な説明を受ける権利
4. 治療方針を幅広く選択できる権利
5. 治療に関するプライバシーを保護される権利

入院に関すること

入院時や療養の継続に際しては患者本人の意見を尊重します

人権に関すること

選挙権の行使の自由

信教の自由

年齢や障害に関係ない公平な医療を求めます

阿蘇温泉病院 医療福祉相談室

〒869-2301 熊本県阿蘇市内牧1153-1

電話：0967-32-0881

メール：social@asospahp.jp

坂梨会グループ



病床数260床、
阿蘇唯一の産婦人科も有する

阿蘇温泉病院

0967-32-0881



阿蘇唯一の緩和ケア病棟
夜間透析も可能な透析センター

桃花水

0967-32-5250



要支援・要介護者を支援する
介護老人保健施設（125床）

愛・ライフ内牧

0967-32-5511



春草苑

居宅介護支援0967-32-4021

訪問介護0967-32-3311

訪問看護0967-32-3255



働くお父さん・お母さんを応援
事業所内託児所

くるみ幼稚園

0967-32-1940



デイサービスセンター

宝泉郷（1F）

0967-32-5488

住宅型有料老人ホーム

みずあさぎ（2F）

0967-32-1523



食事・天然温泉付
社会福祉法人 蘇峯会

ケアハウス茶寿苑

0967-32-3955



大津町唯一の病院
ありはなびょういんおおづ

阿梨花病院大津

096-293-5000



病院が隣接する老人ホーム
住宅型有料老人ホーム

ライフグラン阿梨花

096-293-8866

お問い合わせ

〒869-2301 熊本県阿蘇市内牧1153-1

TEL: 0967-32-0881 FAX: 0967-32-4462

メールアドレス(代表) asospahp@aso.ne.jp

ホームページアドレス <https://asospahp.jp/>



医療法人社団 **坂梨会グループ**



医療法人社団 坂梨会
阿蘇温泉病院